別表六の二（八）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（八）付表　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

各連結法人における特別試験研究費の額 (14の計)	1	円	(5)のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る当期税額控除額 ((5)と別表六の二(八)「6」のうち少ない金額)	6	円
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		(5)のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る当期税額控除額 (((5)－(6))と別表六の二(八)「7」のうち少ない金額)	7	
各連結法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)	3		税額控除割合が30％である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(6) \times \frac{(15)}{(3)}$	8	
各連結法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)	4		税額控除割合が25％である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(16)}{(4)}$	9	
当期税額控除額 (別表六の二(八)「14」)	5		(8)及び(9)の試験研究以外の試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $((5)-(6)-(7)) \times \frac{(1)-(15)-(16)}{(2)-(3)-(4)}$	10	
			特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (8)＋(9)＋(10)	11	

特別試験研究費の額の明細		
措法第68条の９第７項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
12	13	14
第１号・第２号・第３号		円
第１号・第２号・第３号		
第１号・第２号・第３号		
第１号・第２号・第３号		
第１号・第２号・第３号		
計		

（14の計）のうち(12)が第１号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15	
（14の計）のうち(12)が第２号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）